

非自発的失業(離職)者対象の 国民健康保険税等の軽減制度について

●制度について

- ・非自発的失業(離職)により国民健康保険に加入する方の国民健康保険税について、失業(離職)から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定することで、保険税の負担を軽減します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常額を用います。
- ・高額療養費等の所得区分判定も前年所得の給与所得を30/100として算定します。

●対象者について

非自発的失業(離職)者とは、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者を対象とします。

【確認方法】

雇用保険受給資格者証(本人所持)による確認とし、離職理由欄の「理由コード(2桁の数字)」が次のコードであれば、対象となります。(高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。)

- ・特定受給資格者・・・「11」「12」「21」「22」「31」「32」
※特定受給資格者とは、倒産・解雇などにより離職した者
- ・特定理由離職者・・・「23」「33」「34」
※特定理由離職者とは、雇用期間満了などにより離職した者

●軽減期間について

離職の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間です。

●申請について

次の場所で申請を受け付けています。

申請の際には、必ず「雇用保険受給資格者証」を持参ください。

- | | | | |
|---------|------------------|-------|------------------|
| ・市民課国保係 | TEL 0893(24)1713 | ・長浜支所 | TEL 0893(52)1113 |
| ・肱川支所 | TEL 0893(34)2311 | ・河辺支所 | TEL 0893(39)2111 |

【問い合わせ先】

申請に関する問い合わせ：市民課国保係 TEL 0893(24)1713
税額 " : 税務課市民税係 TEL 0893(24)1711